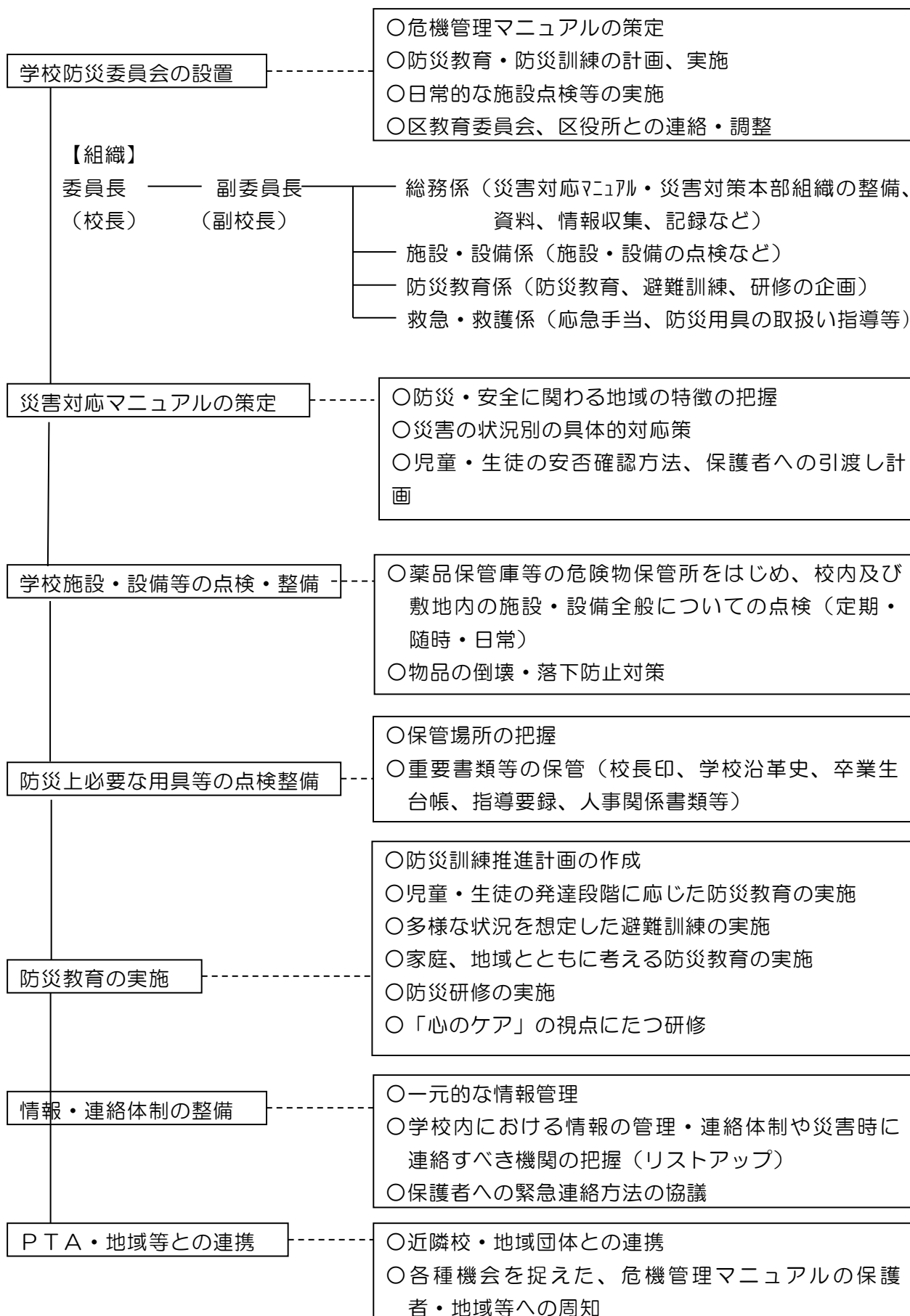
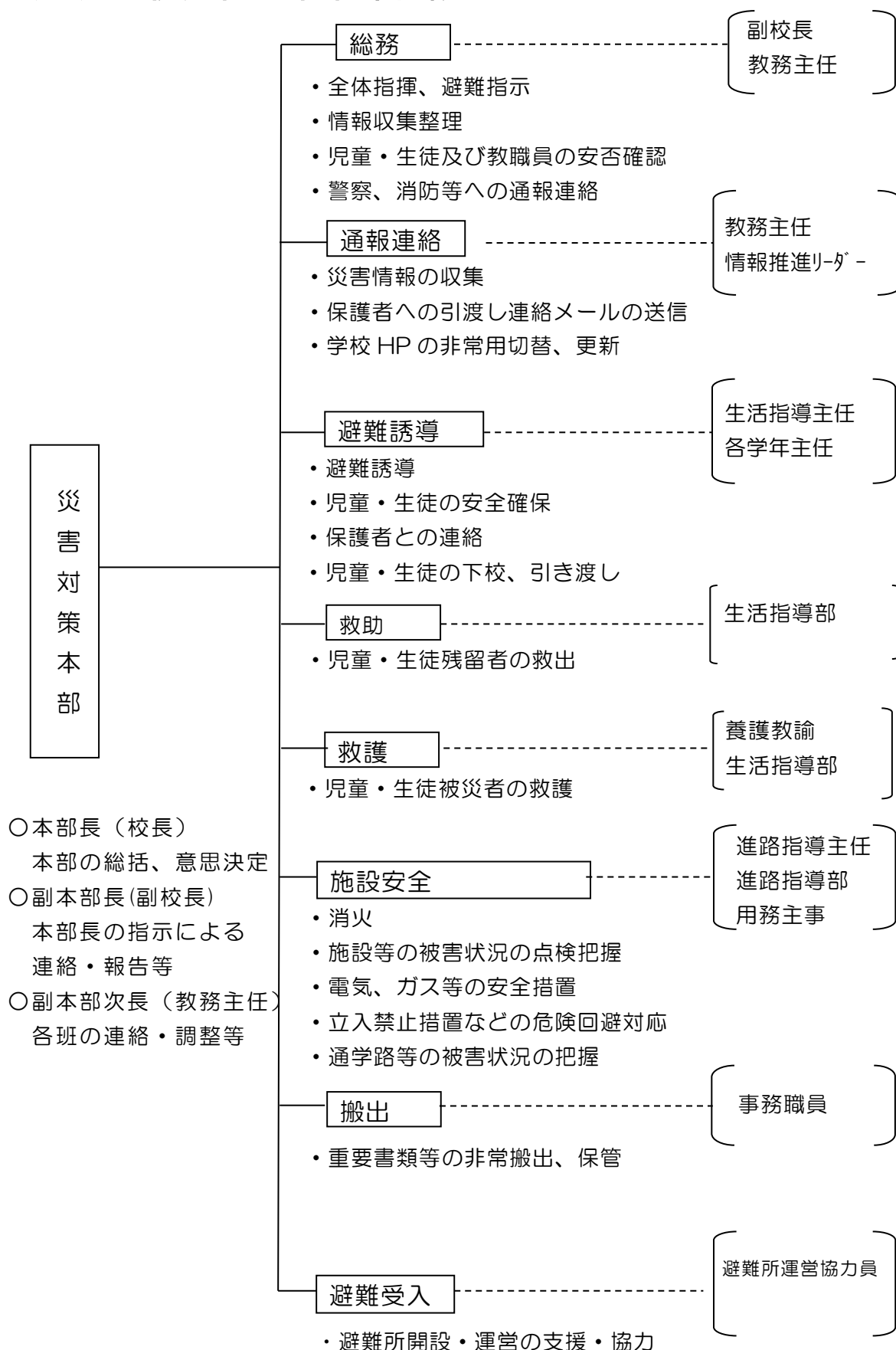


(1) 日常的な学校防災活動



(2) 学校災害対策本部組織



(3) 現状及びリスクの把握

本校は、江戸川区の南に位置している。海拔-1.5mであり、津波浸水区域である。

校舎は昭和46年に建設されたもので、平成17年に耐震工事が完了している。校舎の回りは住宅地密集地、地震後の火災の有無を確認したうえで下校指示を出す必要がある。北には都営新宿線の船堀駅、南には東京メトロ東西線の西葛西駅があり、小島のバス停も近いことから、避難所開設の際は、避難者が来校することが予想される。

学校の現状（令和8年6月10日現在）

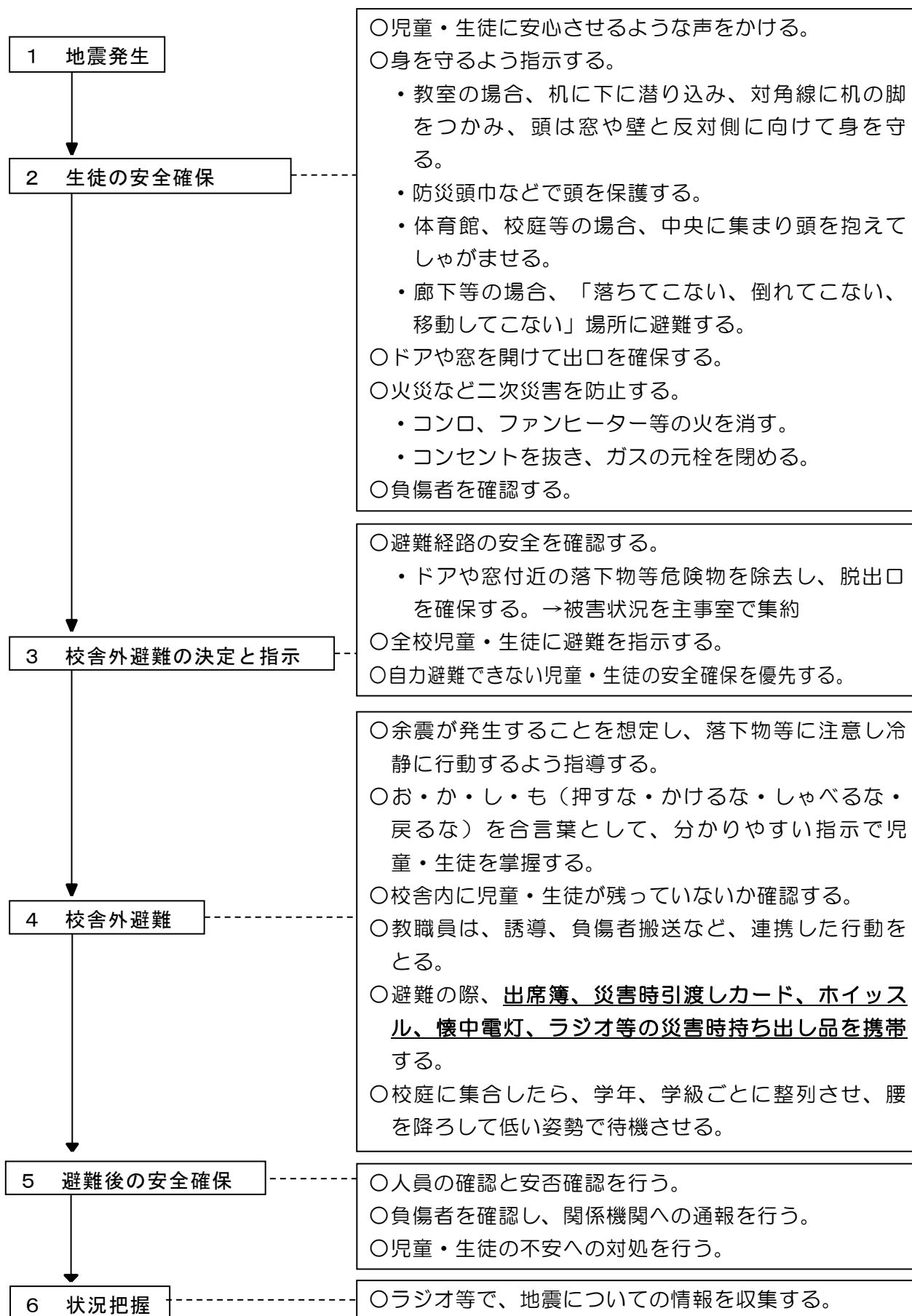
児童・生徒数		教職員数
全校児童・生徒		
436 名		
第 1 学年	50 名	38 名
第 2 学年	62 名	
第 3 学年	52 名	
第 4 学年	81 名	
第 5 学年	75 名	
第 6 学年	106 名	

- 校舎 昭和 46 年建設 ※平成 17 年耐震補強工事
- 登校時刻 午前 8 時 5 分～ 8 時 20 分
- 下校時刻 午後 13 時 20 分～ 15 時 10 分
- 昇降口 中央玄関：1・5年生 東昇降口：3・6年生
西昇降口：2・4年生
- 登下校時の環境
 - ・校舎正門、中門から登下校
 - ・北門は緊急時のみ使用

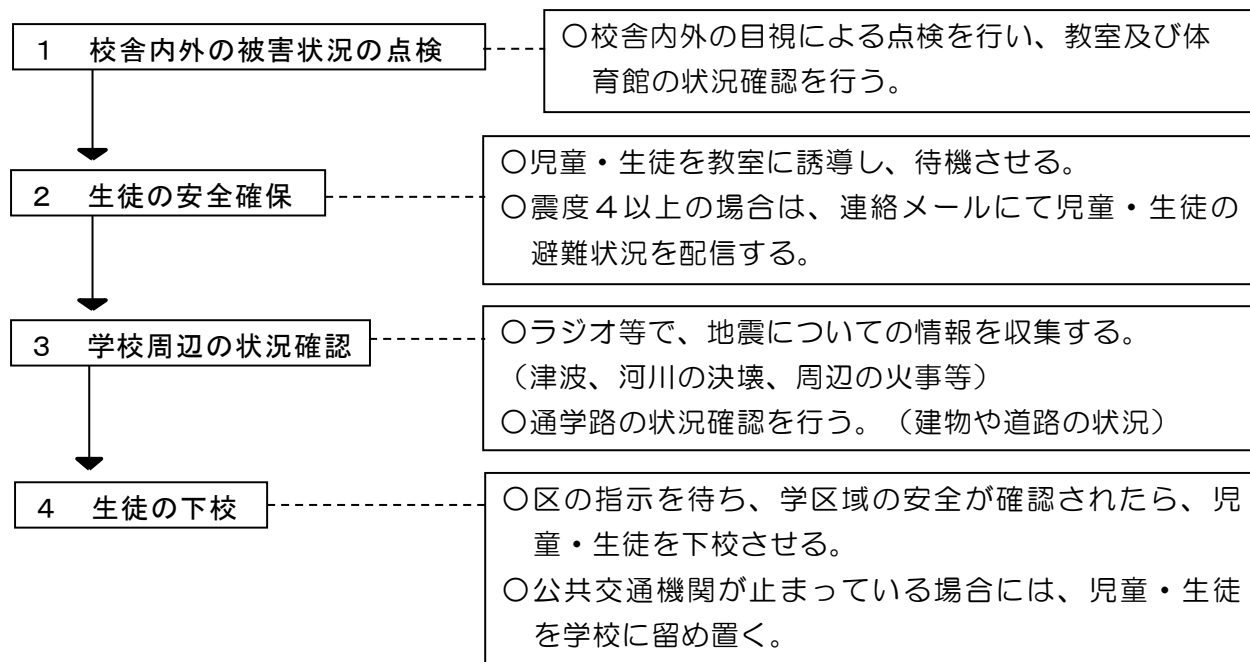
学校の立地環境

- 学校の立地
 - ・海拔 -1.5 m（江戸川区ハザードマップにより津波浸水区域）
 - ・交通 校舎の東側に都道10号東京浦安線（都営バスの停留所あり）
校舎の西側に都道308号千住小松川葛西沖号線（都営バスの停留所あり）
 - ・公園 校舎から100m先に宇喜田南児童公園がある
- 自然的環境
 - ・校舎の南6kmに東京湾が広がっている
 - ・校舎の西300mに荒川が流れている
- 社会的環境
 - ・学区全体的に戸建ての住宅が多い
 - ・学区の南側は住宅が多く、商店街もある
 - ・学区の北側は住宅が多く、商店街もある

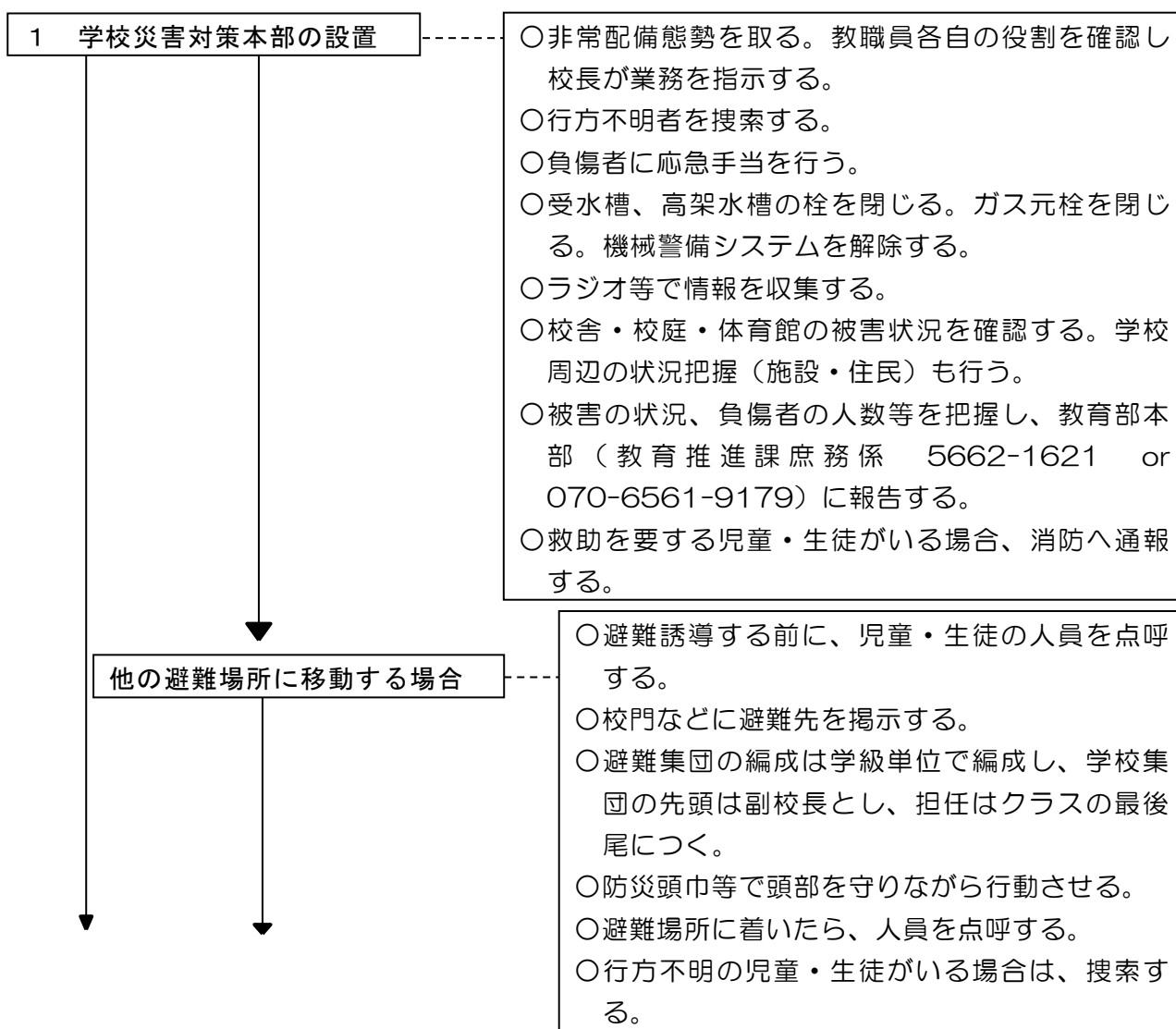
(4) 教職員在校時に発災した場合の対応

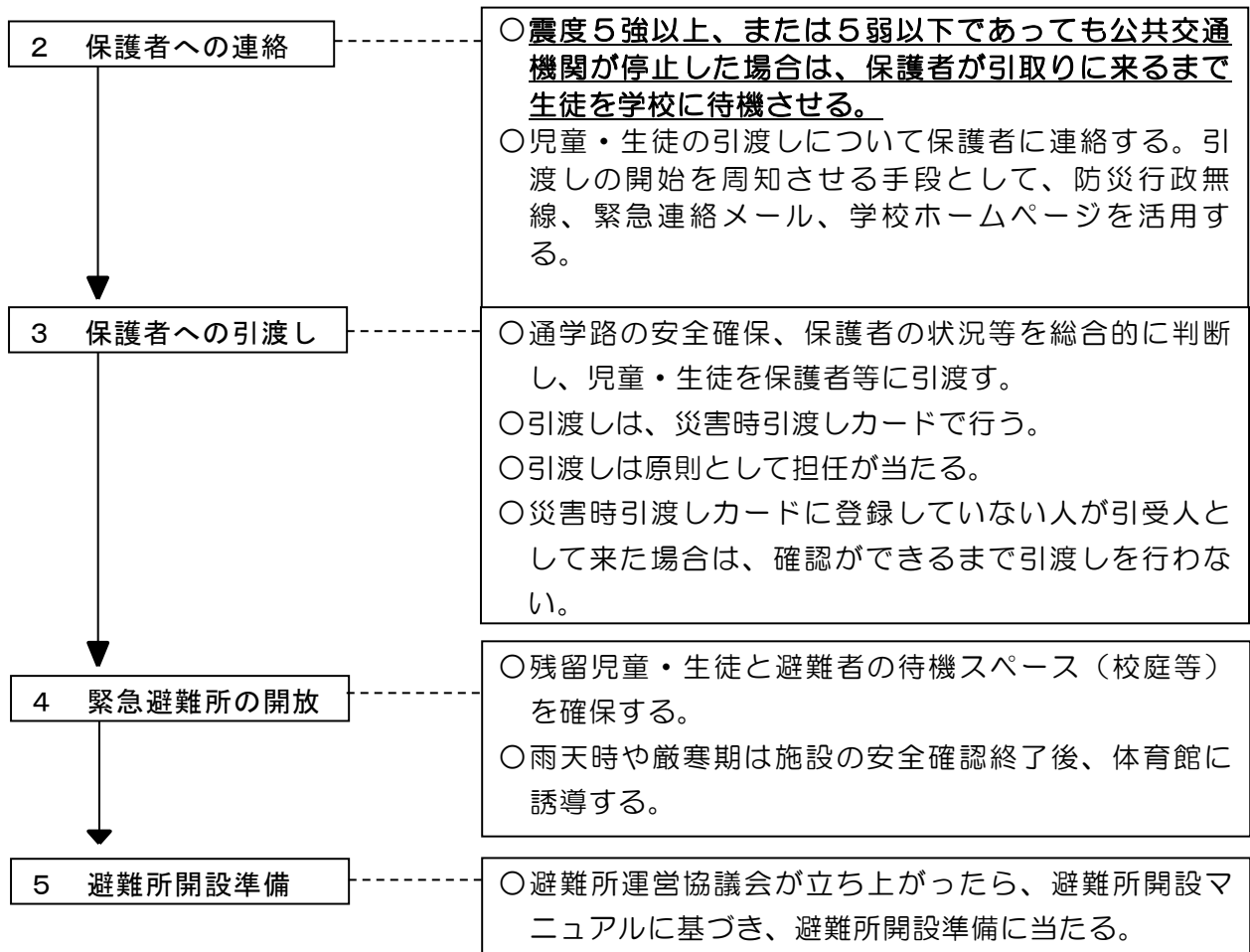


ア：震度5弱（「不安定なものが倒れることがある」程度）以下の場合

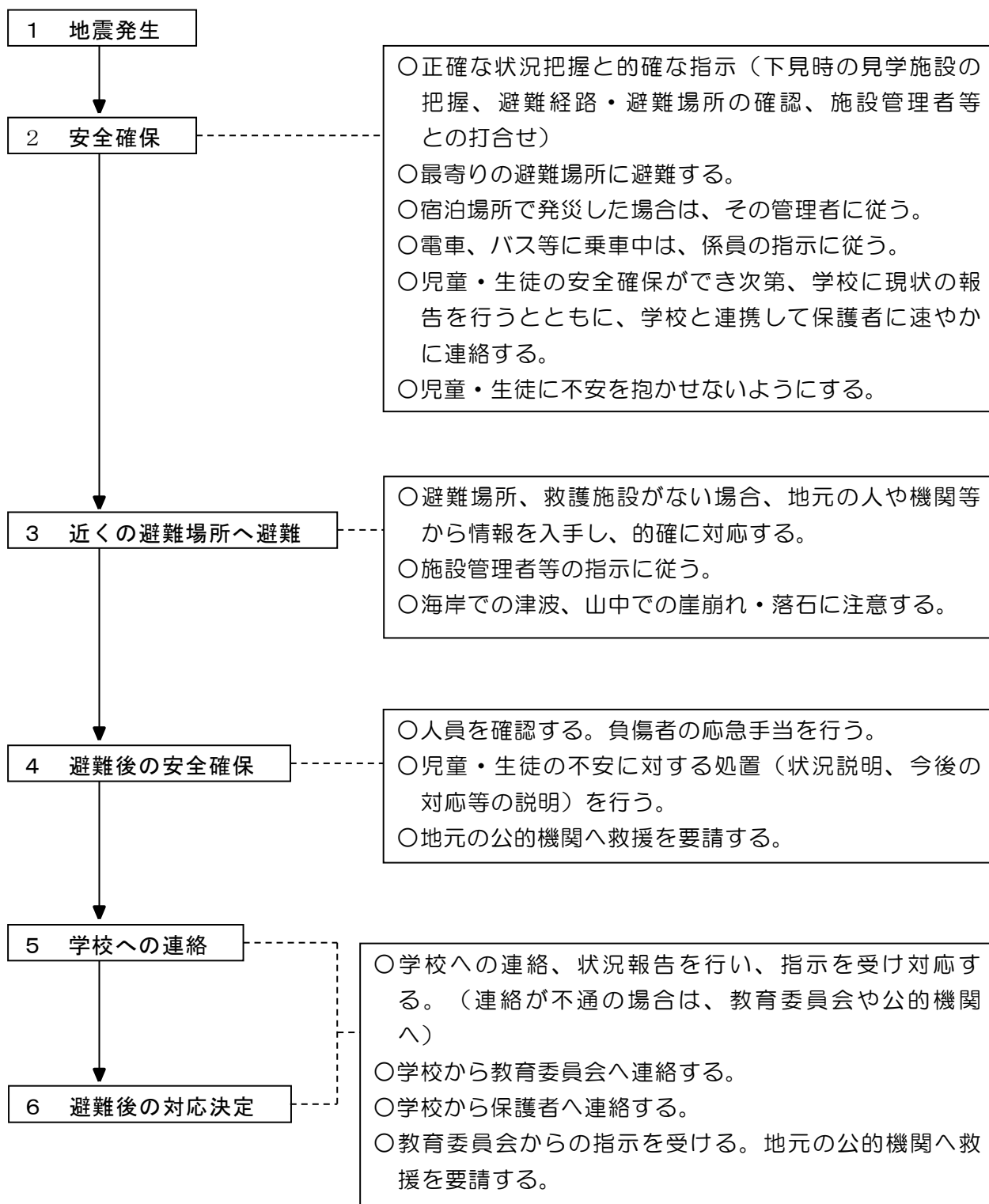


イ：震度5強（「固定していない家具が倒れることがある」程度）以上の場合

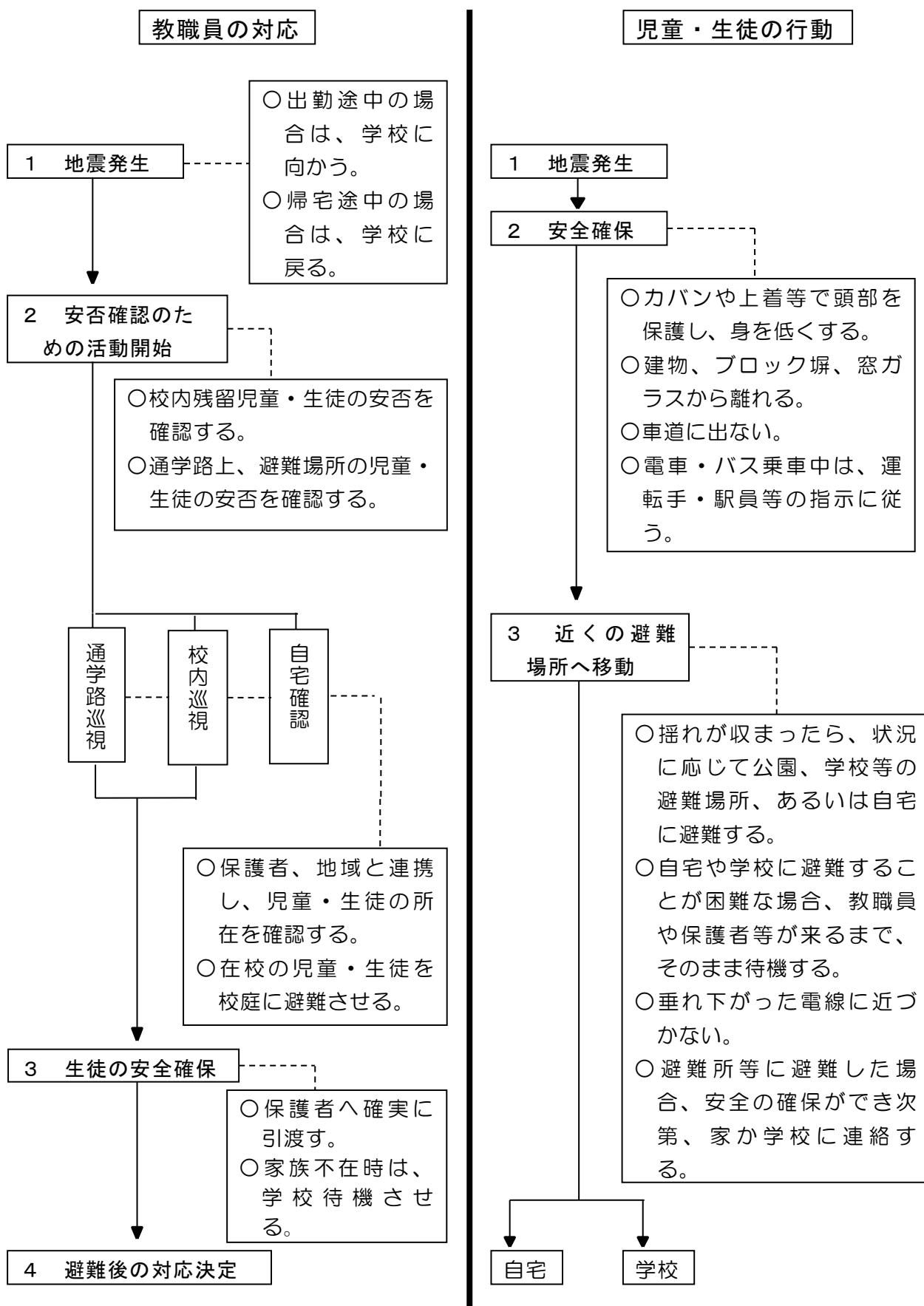




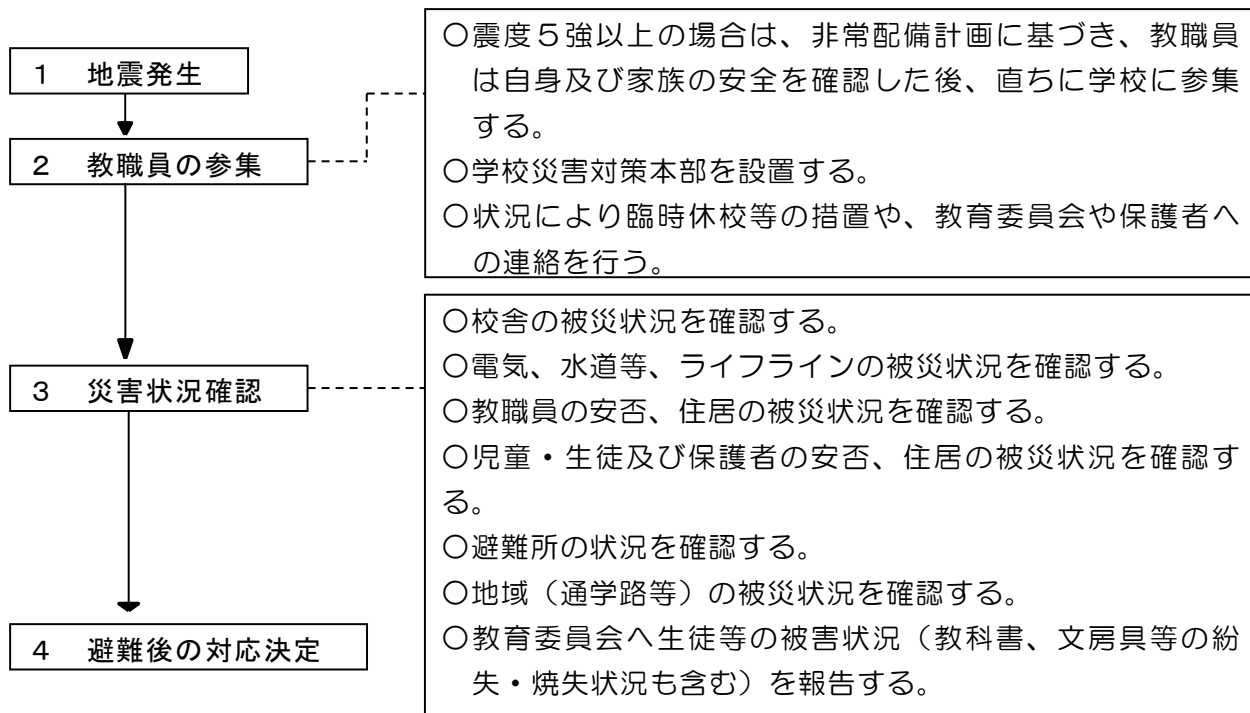
(5) 校外活動中に発災した場合の対応



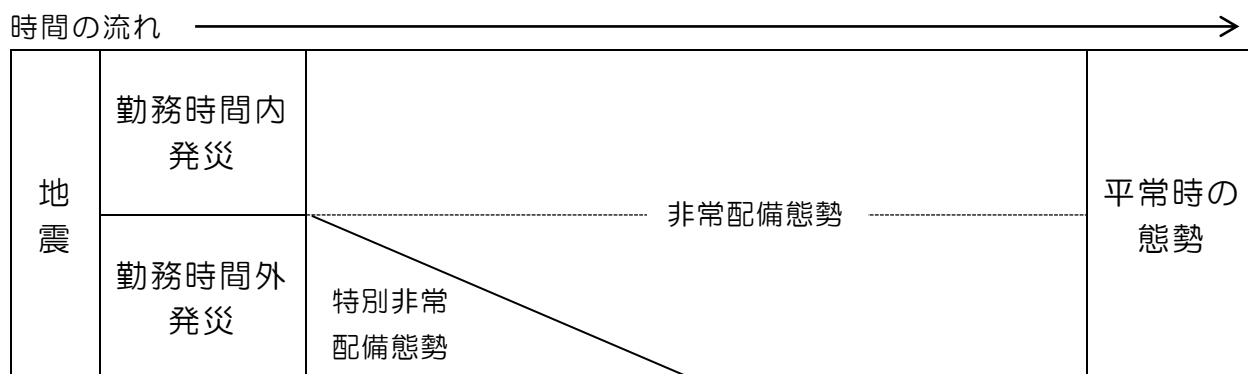
(6) 登下校時に発災した場合の対応



(7) 教職員在校時外の対応



(8) 学校教職員非常配備計画



震度5強以上で、災害対策本部を設置する。以下のような非常配備態勢を取る。

◎ 非常配備態勢(勤務時間内) … 通常業務を縮小(停止)し、応急業務体制に移行

〔1〕 児童・生徒・職員の安否確認及び保護者への引渡し

- ① 在校する児童・生徒の安全確保
- ② 外出している児童・生徒の安全確保
- ③ 教職員の安全確保
- ④ 保護者への引渡し連絡

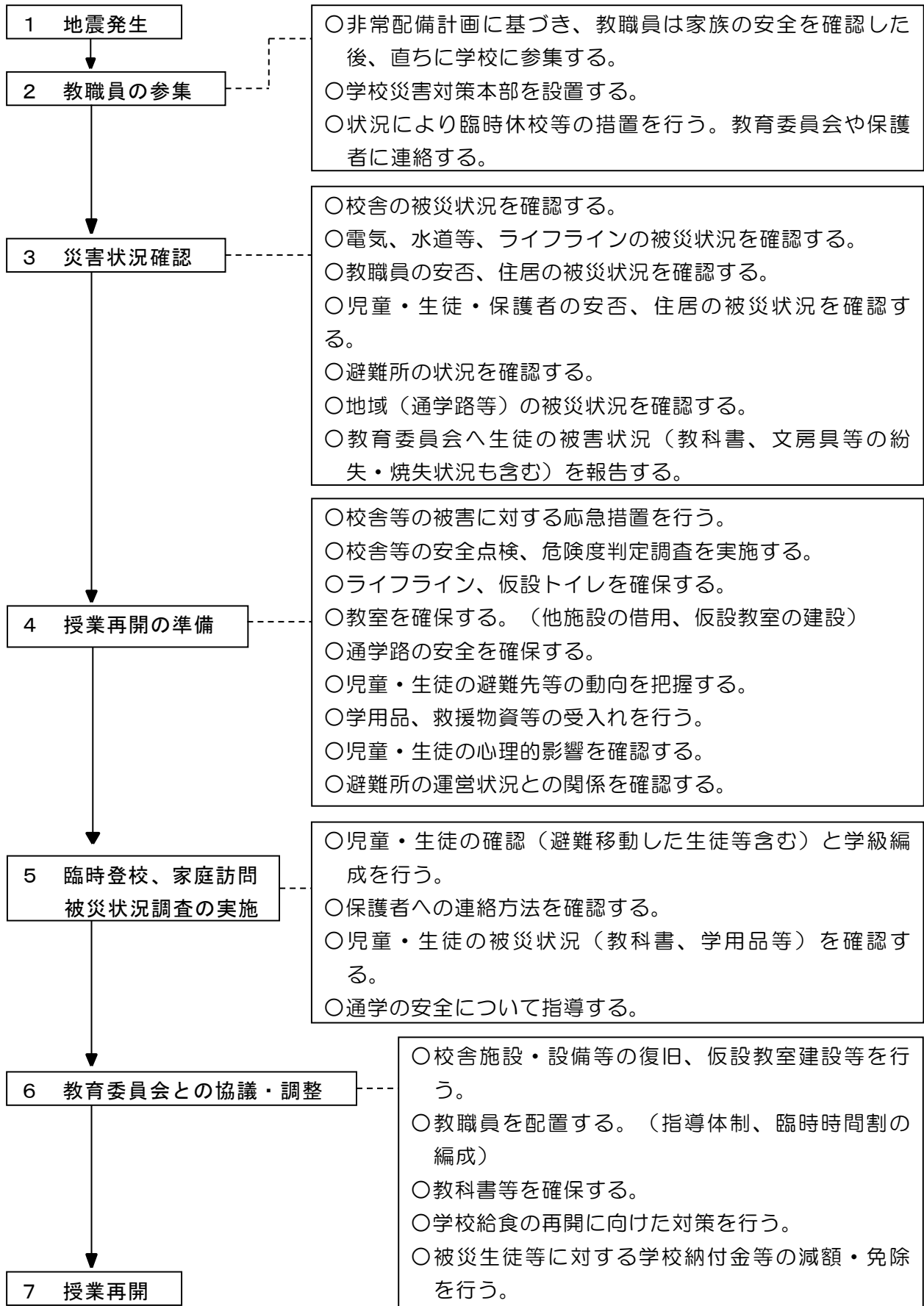
〔2〕 被害状況の確認

- ① 受水槽及び高架水槽のバルブを閉栓
- ② 建物および施設周辺の状況確認
- ③ ガス、電気等ライフラインの状況確認

◎ 特別非常配備態勢時は、自主参集し、避難所の設置及び運営に協力

* 避難所開設・運営については、災害対応マニュアル（避難所開設）参照

(9) 授業再開に向けた対応マニュアル



(10) 警戒宣言発令時の対応

1 注意情報発令時の対応

- (1) 教育委員会は、注意情報発令の連絡を受けたときは、小・中学校に連絡する。
- (2) 学校は、授業を学級活動・ホームルーム活動に切り替え、児童・生徒に注意情報が発令された旨を伝える。
- (3) 地震に対する注意事項、警戒宣言が発令された場合の対応措置を指導する。

2 警戒宣言が発せられた場合の措置

(1) 在校時

- ア 授業を打ち切り、警戒宣言が解除されるまで臨時休業とする。
- イ 児童・生徒は校内で保護する。

(2) 校外活動時

- ア 宿泊を伴う校外活動時は、その地の災害対策本部の指示に従うとともに、速やかに学校に連絡する。
- イ 校長は、情報を保護者に連絡する。
- ウ 学校の対応状況を区教育委員会に報告する。
- エ 日帰りの遠足等の場合は、その地の警察、消防等官公署と連絡を取り、状況に応じて即時帰校等の措置をとる。
- オ 交通機関の運行や道路状況によって帰校することが危険と判断された場合は、近くの小学校、中学校に避難するなど適宜必要な措置をとる。
- カ 校外活動が強化地域内の場合は、その地の区市町村と連絡をとり、その地の警戒本部の指示に従う。

(3) 登下校時に警戒宣言が発せられた場合

- ア 登下校時に警戒宣言が発せられた場合、生徒は学校や家庭までかかる時間などを考慮し、適切に避難する。
 - ※ 特に教職員の目が届きにくい登下校時においては、児童・生徒一人一人が最も安全と考えられる対応ができるよう、日頃から柔軟に対応することの重要性を指導しておく。

(4) その他の対策

- ア 飲料水、食糧、毛布等を生徒のために準備する。
- イ 児童・生徒に対して、今後の対応を指示、説明する。
- ウ 保護した生徒の人数、保護体制について、教育委員会に報告する。

(5) 警戒解除宣言の情報収集

学校は、警戒解除宣言の情報を、区災害対策本部、ラジオ、テレビ等から入手する。

(11) 主要連絡先一覧

① 公的機関

- ・ 区教委指導室 5662-1634
- ・ 葛西警察署 3687-0110 防犯係 内線 2612
- ・ 葛西消防署 3689-0119

② 医療機関

- ・ 森山記念病院 5679-1211
(脳、外、内、整形 他)
- ・ 東京臨海病院 5605-8811
(脳、外、内、整形、形成、皮膚、眼、耳、他)
- ・ 片岡整形、形成外科 5667-1623
- ・ 扇内整形外科 5658-1501
- ・ ほしば歯科医院 3686-4657
- ・ 森島歯科医院 5658-8241

【学校医】

- ・ 内科 きむらクリニック 3674-6600
- ・ 耳鼻科 しんでん耳鼻咽喉科 6411-4133
- ・ 眼科 船堀眼科 3877-3141
- ・ 歯科 わかば歯科 5674-4312

③ 学区内避難所

- ・ 一次避難所 実のなる木公園
宇喜田公園スポーツ広場
- ・ 地域拠点 葛西事務所 3688-0431
- ・ 食品等集積地 葛西事務所 3688-0431

④ タクシー

- ・ チェッカー無線 5332-3751
※北門（宇喜田第二住宅側）に呼ぶ

◎ 留意事項

■授業中（教員が指導しているとき）… 教員は生徒に適切な指示を与え、避難させる。

1. 避難前

- （１）緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- （２）火事の際は「窓を閉め、カーテンを開け。扉を閉め、電気を消す。」
地震の際は「窓を開け、カーテンを閉め、扉を開け、電気を消す。」
ことを指示する。
- （３）児童を廊下に出し、２列に並ばせる。

2. 避難中

- （１）火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守らせて移動させる。
- （２）階段を降りるときは、上の階のクラスが内側、下の階のクラスが外側を歩く。
（待たせない）

3. 人員確認

- （１）校舎を背にして、クラスごとに並ばせる。
- （２）担任(教科担任)が点呼を行い、その場に座らせる。
- （３）担任(教科担任)は、確認票に不在児童数と氏名を書いて副校長に報告する。
「〇年〇組、在籍〇名、欠席〇名、現員〇名、異常なし・あり（〇〇が不明）」
＊「欠席」とは、その時点での不在児童生徒のこと。（早退・遅刻・出席停止・忌引等を含む）
＜避難完了＞
- （４）担任がクラスにつく。

■休み時間等（教員が指導していないとき）…児童は自主的に判断して、避難を行う。

1. 避難前

- （１）緊急放送を良く聞き、避難経路を判断する。
- （２）火事の際は「窓を閉め、カーテンを開け。扉を閉め、電気を消す。」
地震の際は「窓を開け、カーテンを閉め、扉を開け、電気を消す。」

2. 避難中

- （１）火事が発生している場合は、ハンカチを口に当て、姿勢を低くし、「お（おさない）、か（かけない）、し（しゃべらない）、も（もどらない）」を守って、安全な避難経路を通して移動する。

3. 人員確認

- （１）校舎を背にして、クラスごとに並び。
- （２）教員の指示に従って、待機する。